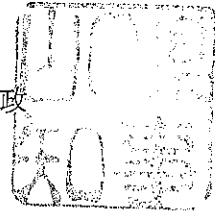


産業廃棄物処分業許可証

住 所 山口県宇部市大字車地519の1番地
氏 名 株式会社田辺商会
代表取締役 廣安 伸太郎

廃棄物の処理及び清掃に関する法律 第14条の2第1項 の許可を受けた者であることを証する。

山口県知事 村 岡 嗣 政



許 可 の 年 月 日 令和 3 年 5 月 1 2 日

許 可 の 有 効 年 月 日 令和 8 年 3 月 1 5 日

1. 事業の範囲

(1) 事業の区分

中間処理（破砕（移動式を含む）、破砕・圧縮固化）

(2) 産業廃棄物の種類

破砕（移動式を含む）：廃プラスチック類、金属くず、ガラスくず・コンクリートくず（がれき類を除く。）・陶磁器くず（自動車等破砕物を除く。以上3種類）、紙くず、木くず、繊維くず、ゴムくず、がれき類 以上8種類

破砕・圧縮固化：廃プラスチック類（自動車等破砕物を除く。以上1種類）、紙くず、木くず、繊維くず 以上4種類

（これらは、石綿含有産業廃棄物、水銀使用製品産業廃棄物、水銀含有ばいじん等及び特別管理産業廃棄物であるものを除く。）

2. 事業の用に供するすべての施設

裏面のとおり

3. 許可の条件

4. 許可の更新又は変更の状況

令和 3 年 5 月 1 2 日 更新許可

令和 5 年 5 月 1 6 日 変更許可（変更事項：中間処理（破砕・圧縮固化）の追加）

5. 規則第10条の4第7項の規定による許可証の提出の有無

有

事業の用に供するすべての施設

破 碎 設置(保管)場所：山口県宇部市大字善和字滑97番2
(移動式を含む) 設置年月日：平成16年1月22日
処 理 能 力：2.70t/日(8時間)〈廃プラスチック類〉、1.02t/日(8時間)〈金属くず〉、
1.19t/日(8時間)〈ガラスくず・コンクリートくず(がれき類を除く。)・陶磁器くず〉、
2.67t/日(8時間)〈紙くず〉、4.15t/日(8時間)〈木くず〉、1.78t/日(8時間)〈繊維くず〉、
1.69t/日(8時間)〈ゴムくず〉、1.19t/日(8時間)〈がれき類〉

設置(保管)場所：山口県宇部市大字善和字滑97番2
設置年月日：平成31年2月18日
処 理 能 力：4.88t/日(8時間)〈廃プラスチック類〉、15.84t/日(8時間)〈金属くず〉、
15.68t/日(8時間)〈ガラスくず・コンクリートくず(がれき類を除く。)・陶磁器くず〉、
7.84t/日(8時間)〈紙くず〉、4.80t/日(8時間)〈木くず〉、4.16t/日(8時間)〈繊維くず〉、
5.44t/日(8時間)〈ゴムくず〉

破 碎・圧縮固化 設置場所：山口県宇部市大字善和字滑97番2
設置年月日：令和5年3月10日
処 理 能 力：3.38t/日(8時間)〈廃プラスチック類〉、3.04t/日(8時間)〈紙くず〉、
3.44t/日(8時間)〈木くず〉、2.56t/日(8時間)〈繊維くず〉